

山口県報

平成22年
11月30日
(火曜日)

目 次

○規則

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則(人事課).....

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則(人事課).....

○人委規則

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則.....

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則.....



一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十二年十一月三十日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第五十号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十二年山口県条例第三十三号)附則第一項第一号に掲げる規定の施行期日は、平成二十二年十一月三十日とする。

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十二年十一月三十日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第五十一号

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十二年山口県条例第三十四号)附則第一項第一号に掲げる規定の施行期日は、平成二十二年十一月三十日とする。



給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月三十日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十六号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則(昭和三十四年山口県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一(こころの医療センター)の項及び精神保健福祉センターの項中、「三一〇、四〇〇円」を「三一〇、九〇〇円」に改める。

別表第二の一の表六級の項中、「一一、二〇〇円」を「一一、三〇〇円」に改め、別表第二の二の表一級の項中「七、九〇〇円」を「八、〇〇〇円」に改め、同表三級の項中「九、四〇〇円」を「九、五〇〇円」に改め、同表六級の項中「一一、六〇〇円」を「一一、七〇〇円」に改め、別表第二の三の表五級の項中「一一、八〇〇円」を「一一、九〇〇円」に改め、別表第二の四の表二級の項中「九、三〇〇円」を「九、四〇〇円」に改め、同表三級の項中「一〇、九〇〇円」を「一一、〇〇〇円」に改め、別表第二の五の表を次のように改める。

五 医療職給料表(一)

職務の級	調	整	基	本	額
一級	一〇、九〇〇円				
二級	一三、二〇〇円				
三級	一四、六〇〇円				
四級	一五、七〇〇円				

別表第二の六の表二級の項中「八、〇〇〇円」を「八、一〇〇円」に改め、同表三級の項中「九、一〇〇円」を「九、二〇〇円」に改め、同表六級の項中「一一、三〇〇円」を「一一、四〇〇円」に改め、別表第二の七の表三級の項中「九、七〇〇円」を「九、八〇〇円」に改め、同表五級の項中「一〇、四〇〇円」を「一〇、五〇〇円」に改め、別表第二の九の表一級の項中「八、四〇〇円」を「八、五〇〇円」に改め、同表三級の項中「一一、八〇〇円」を「一一、九〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の給料の調整額に関する規則別表第一及び別表第二の規定は、平成二十二年四月一日から適用する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月三十日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十七号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年山口県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第三号中「第二条第八号」を「第二条第九号」に改める。

第十四条第一号中「百分の百四十」を「百分の百三十」に、「百分の百八十」を「百分の百七十」に改め、同条第二号中「百分の七十」を「百分の六十」に、「百分の九十」を「百分の八十」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。